

## 計画策定専門調査会（第10回）議事録

1 日時 平成27年7月6日（月） 13:00～15:00

2 場所 中央合同庁舎第8号館 6階 623会議室

### 3 出席者

会長	鹿嶋 敬	一般財団法人女性労働協会会長
委員	岩田 喜美枝	公益財団法人21世紀職業財団会長
同	岡本 直美	日本労働組合総連合会会長代行
同	柿沼 トミ子	全国地域婦人団体連絡協議会会長
同	勝間 和代	経済評論家・中央大学客員教授
同	工藤 由貴子	横浜国立大学准教授
同	五條 満義	東京農業大学准教授
同	佐藤 博樹	中央大学大学院戦略経営研究科教授
同	鈴木 準	株式会社大和総研主席研究員
同	種部 恭子	医療法人社団藤聖会女性クリニック We 富山院長
同	辻村 みよ子	明治大学法科大学院教授
同	西 希代子	慶應義塾大学大学院法務研究科准教授
同	二宮 正人	北九州市立大学教授
同	宗片 恵美子	特定非営利活動法人イコールネット仙台代表理事
同	渡辺 美代子	国立研究開発法人科学技術振興機構執行役

### 4 議事次第

- (1) 開会
- (2) 第4次男女共同参画基本計画の策定に当たっての基本的な考え方（素案）【案】について
- (3) その他
- (4) 閉会

### 5 配布資料

- ・資料1-1 女性活躍加速のための重点方針2015（ポイント）
- ・資料1-2 女性活躍加速のための重点方針2015（6月26日すべての女性が輝く社会づくり本部決定）

- ・資料2 第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)【案】
- ・資料3 男女共同参画会議計画策定専門調査会(第9回)議事録【案】

## 6 参考資料

- ・参考資料 林文子委員提出意見

## 7 議事録

○鹿嶋会長 ただいまから「男女共同参画会議計画策定専門調査会」を開催いたします。  
皆さん、お忙しいところありがとうございました。

本日は第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)【案】につきまして、前回の専門調査会でいただいた御意見や政府の取りまとめた「女性活躍加速のための重点方針2015」を踏まえて修正を行ったものをお配りしておりますので、これを御確認いただき御意見がまとまるようであれば、素案を決定させていただきたいと考えております。

まず、議論の前に本日、内閣府大臣政務官の越智隆雄さんがおいでになっておりますので、一言ごあいさつをお願いいたします。

○越智政務官 皆様こんにちは。御紹介いただきました内閣府大臣政務官で男女共同参画を担当しております越智隆雄でございます。

きょうで節目の10回目ということで、私ども政務も前半に私が参加させていただいて、後半は赤澤副大臣が参加をさせていただきますけれども、去年の11月20日から半年以上、10回にわたって熱心に御議論いただき、本当に心から感謝を申し上げます。

今、会長からお話でしたが、前回6月25日に第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)【案】について御議論いただいたと思いますが、きょうは取りまとめに向けての御議論ということでございますので、どうぞよろしくお願いたします。

この取りまとめが済んだ後は、今後は地方公聴会やパブコメを経て、答申をいただくことになるかと承知しております。引き続き先生方には御尽力を賜りますように、心からお願いを申し上げます。冒頭のごあいさつとさせていただきます。先生方、どうぞよろしくお願いたします。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

それから、松山事務次官にもきょうは参加していただいております。何か意見を求めることがあれば、事務次官にもぜひ議論に加わっていただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、初めに事務局から資料について説明をお願いいたします。

○伊藤調査課長 資料の確認でございます。お手元の資料の中で資料1-1、資料1-2

と書いてございます色刷りの横長のパワーポイントのポンチ絵と縦長の文書がございます。こちらが先般6月26日に政府でとりまとめました「女性活躍加速の重点方針2015」のポイントとその本体でございます。

資料2が「基本的な考え方」(素案)、先般25日から修正をさせていただいたバージョンの分厚い冊子でございます。

資料3が前回の議事録案でございます。

もう一枚、きょう御欠席の横浜市長の林委員から配付されている1枚紙がございますので、御確認いただければと思います。

また、机上に黄色いファイル、青いファイルがございますけれども、3次計画の資料等がつづつございますので、必要に応じてご参照いただければと思います。

以上です。

○鹿嶋会長 それでは、本日の議題に移ります。本日の進め方ですが、まず6月26日に決定されました「女性活躍加速のための重点方針2015」について事務局から報告していただいて、その後、第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的な考え方(素案)【案】を議論したいと思っております。

基本的な考え方につきましては、時間の都合上、3つに分けて議論をしたいと考えております。時間配分は第1部「基本的な方針」と第2部「Ⅰ あらゆる分野における女性の活躍」で約50分、次の「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」で約20分、最後の「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「Ⅳ 推進体制の整備・強化」で約30分としたいと考えております。進行につきまして皆様の御協力をぜひお願いしたいと思います。

まず6月26日に決定されました「女性活躍加速のための重点方針2015」について、事務局から御報告をお願いいたします。

○池永総務課長 総務課長の池永でございます。

資料1-1のポイント、資料1-2の本文を参照いただきながら御説明をさせていただきます。

この重点方針は、全ての女性が輝く社会づくり本部、これは総理大臣を本部長として全閣僚がメンバーという、その本部において決定されたものでございます。

前回の専門調査会で男女共同参画会議での意見ということで、「男女共同参画・女性の活躍の推進に向けた重点取組事項について」が紹介されました。今回の重点方針は政府の本部で決定したものでございますけれども、この男女共同参画会議からの意見が反映されております。

では中身についてポンチ絵を参照いただけますでしょうか。安倍内閣においては、女性の活躍は日本の社会のあり方を変えるという問題意識のもとで、全ての女性が輝く社会の実現を政府の最重要施策の1つとして位置づけて、各界、各層を広く巻き込んで取組を進めてきました。その結果、機運がこれまでになく高まっており、この機運を逃さず女性活躍の取組を加速させる必要があるということでございます。

今年から新たに女性活躍に焦点を当てた重点方針を策定し、各府省の概算要求に反映していくことを目指しております。この重点方針でございますが、「1. 女性参画拡大に向けた取組」という柱がございます。これは政策方針過程への女性の参画拡大を加速するものでございます。

まず隋より始めよの観点から、国家公務員における女性職員登用化重点項目を設定し、それを促進するものでございます。中身としては中堅女性職員のキャッチアップなど、女性職員育成加速化であるとか、徹底した超過勤務の縮減による男性も含めた働き方改革といったことでございます。

また、2番目の●にございますように、女性活躍推進法案が成立した場合には、国、地方、企業の取組の促進、例えば多くの企業情報を集約して開示する。企業情報であるとか地方公共団体の取組などを集約して開示する見える化を推進し、取組が進むようにするといったことでございます。

また、民間企業の管理職の女性限定募集・採用が、均等法のポジティブ・アクションとして可能となる範囲の拡大及び周知徹底ということでございます。

2番目の柱として右側でございますが、「社会の課題解決を主導する女性の育成」でございます。これは日本の将来を切り開く科学技術分野で力を発揮する女性の理工系人材、研究者、技術者、技能者の育成に取り組むといったことを打ち出しております。産学官連携によるネットワークを構築し、早いうちから理工系選択のメリットを意識させるように、理工系分野で活躍する産業界の女性のロールモデルを児童や生徒などに提示したりとか、進学、就職に当たって情報提供したり、一貫して支援するといったものでございます。

次に、国際機関における邦人職員増強戦略というものがございます。これは日本の国際社会でのプレゼンスを高める。国際分野では女性は既に活躍しているのですけれども、それをさらに拡大するという事で女性の活躍の場を広げるという観点で、2025年までに国連機関に日本人を1,000人にするための戦略を定めているところでございます。

3番目に左下になりますが、「女性活躍のための環境整備」でございます。ここでは働きたい人が働きやすい中立的な税・社会保障制度等への早期の見直しということでございます。また、ワーク・ライフ・バランスを推進する企業を公共調達でより幅広く評価ということで、より幅広い範囲で、ワーク・ライフ・バランスを推進している企業が公共調達に当たってプラスに評価されて、受注機会の拡大が図られるといった枠組みを導入するというものでございます。

次に、マタニティ・ハラスメントの防止に向けた法的対応も含めた取組強化というものでございます。さらに性犯罪の法定刑の見直し、非親告罪化の検討など、現在、法務省の検討会で検討している、その検討結果を踏まえて進めていくということでございます。

4番目に「暮らしの質向上のための取組」ということで、女性にとって快適・安全な空間づくり、公共トイレの改善などがございます。また、問題・課題を抱えた女性に対する情報提供、支え合いということで、例えば相談窓口の電話番号を重点的に情報提供する仕

組みなどを挙げております。

さらに5番目でございますが、「女性活躍の視点からの予算編成過程における総合調整の推進」でございます。これにつきましてはポンチ絵の3ページ目を御覧いただきますと、この重点方針は今回6月に決定したわけでございますが、5のところでございますように、毎年6月を目途に女性活躍加速のための重点方針を決定して、各府省の概算要求に反映させるということと、男女共同参画会議を活用して重点方針に基づく予算の重点化・効率化を図っていくということでございます。

私からは説明は以上でございます。

○鹿嶋会長 引き続き第1部の「基本的な方針」及び第2部「政策編」の「I あらゆる分野における女性の活躍」について、前回第9回の専門調査会からの変更点について事務局から説明をお願いします。

○大隈推進課長 第1部の「基本的な方針」、第2部「政策編」の「I あらゆる分野における女性の活躍」、これは第1分野から第5分野までございますが、一気に前回からの変更点を説明させていただきます。

まず「基本的な方針」でございます。1ページ以降でございますが、大きな変更点といたしましては3ページ(2)アを御覧いただければと思います。政策・方針決定過程への女性の参画ということでございます。ここは2020年までに指導的地位に女性が占める割合が少なくとも30%程度になるよう期待するという目標について書いてございますが、3行目、前回の「その目標が必ずしも国民の間で共有されなかった」というところを、「必ずしも国民運動と呼べるほどまでには社会全体で十分共有されなかった」という書きぶりに変更しております。

また、このパラグラフの下から3行目でございます。この30%目標ですが、前回は我が国経済が力強く発展していくために重要と書いてございましたが、委員の御指摘を踏まえまして、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点ということも追記しているところでございます。

4ページの一番上のパラグラフでございます。女性のライフスタイルや世帯構造の変化について書いたパラグラフでございますが、上から4～5行目にかけて「高齢化等の進展の中で、事実上女性が多くを担う子育て・家事・介護等の負担が重くなっていることも踏まえ」ということを委員の御指摘を踏まえ、追記をさせていただいております。

同じく4ページ(3)でございます。男性の仕事と生活を取り巻く状況について書いたパラグラフでございますが、ここは一番下に男性が置かれている現状の労働環境等について、見直しが必要であると書いておりますが、その途中のロジックを少し整理いたしました。4行目の一番最後「特に」から始まりますが、長時間労働は子育て等への男性の主体的な参画を困難にする。それが結果として女性の両立を難しくしていると同時に、自己啓発、地域コミュニティーへの参加、本人の健康保持などを含めた男性自身の仕事と生活の調和の実現も阻害する要因になっているということで、ロジックを少し整理して書かせて

いただきました。

5 ページ（6）国際社会への積極的な貢献の重要性ということでございますが、こちらでも4行目の後半「こうした新たな国際的な潮流や」の記述を追記したところでございます。

「基本的な方針」についての変更点は以上のとおりでございます。

続きまして7ページ、「第2部政策編」「I あらゆる分野における女性の活躍」の第1分野「男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍」でございます。この中で今回書き直しましたのは、目標の最初の2行のところでございます。「すべての女性がその生き方に自信と誇りを持ち、自らの意思によりその個性と能力を十分に発揮することなどにより、職場・家庭・地域等あらゆる場面において活躍できることが重要である」という文章を追記しているところでございます。

10ページでございます。4つ目の柱に「ポジティブ・アクションの推進等による男女間格差の是正」を挙げてございますが、ここの（1）施策の基本的方向の書き方が前回のものですと狭いという御指摘もございましたので、ポジティブ・アクションの推進が男性中心型労働慣行の変革を進めるに当たりどのように必要なかというような観点で、（1）を書き直したところでございます。

あわせて（2）も冗長であるという御意見をいただきましたので、書きぶりを少し整理させていただきまして、①～⑤に整理をしたところでございます。

11ページでございます。5番目の柱「女性の活躍に影響を与える社会制度・慣行の見直し」というところで、（2）具体的な取組でございます。こちらにつきましては先ほど御説明いたしました重点方針でございますとか、骨太方針でありますとか、他の政府の決定の書きぶりなども踏まえまして（2）①の柱書きのところで、働きたい人が働きやすい中立的なものとなるような趣旨を書いた上、1つ目のポツで税制、2つ目で社会保障制度、3つ目でいわゆる配偶者手当について書きぶりを整理させていただいたところでございます。

第1分野は以上でございます。

第2分野につきまして、変更点を御説明いたします。

12ページ、目標のところでございます。この第2分野の目標を基本的な方針のところでも一部引用しているところがございますので、先ほど3ページで説明したところと同じ箇所にはなりますが、目標の2段落目、30%目標は必ずしも国民運動と呼べるほどまでは社会全体で十分共有されなかったという書きぶりにしております。

第4段落でございます。30%目標については経済が力強く発展していく観点に加えまして、男女間の実質的な機会の平等を担保する観点を追記してございます。

13ページ、「1 政治分野」（2）ア①でございます。国の政治の分野における女性の参画拡大に当たっては、人材育成の取組が重要であろうという御意見を踏まえまして、（2）ア①の上から4行目に「人材育成等の取組を含めた」という言葉を追記しました。

14ページ、司法分野でございます。（2）エ、法曹養成過程での取組についてでございま

すが、ここは2行目に「ロールモデルとなる女性法曹による教育等を通じ」ということで、ややわかりにくい書き方という御指摘がありましたので、ロールモデルという言葉を追記させていただきました。

15ページの行政分野でございます。(2)具体的な取組のところは、先ほど御説明いたしました重点方針2015の中に新たに盛り込まれました事項を追記しております。3(2)、具体的には②でございますとか、あるいは16ページに行きまして⑩を追記しております。また、⑭として①～⑬に挙げた取組を、地方公共団体や政府機関等でも同様の取組を積極的に推進するよう、協力を要請するというパラグラフを新たに書き加えてございます。⑯も重点方針で新たに盛り込まれたものを書き加えてございます。

第2分野につきましては以上でございます。

第3分野でございます。21ページ以降でございますが、重点方針で取りまとめましたことを新たに追記している部分が幾つか出てきております。

22ページの⑧、⑨を新たに追記しております。

23ページに行きますと①の一番最後の小さいポツ、中小企業での女性活躍の支援というようなパラグラフも新たに追記してございます。

少し飛びますが、26ページ②の最後の行とその前の行ですが、マタニティ・ハラスメントの防止について法的対応も含めという記述を入れてございます。これも重点方針との関係で新たに追記をしてございます。

27ページ⑨でございますけれども、前回の委員の御指摘も踏まえまして建設、造船、運輸といった業種に限らず、中小企業も含めて女性が働きやすい職場環境の整備等を支援するということも追記をしてございます。

29ページの⑧、前回、委員の御意見で行政機関で働く非常勤職員についての何らかの配慮規定なりを盛り込むべきではないかという御意見を踏まえまして、⑧を追記しているところでございます。

引き続きまして、第4分野に移らせていただきます。地域・農山漁村、環境の観点でございますが、まず33ページ、地域の関係でございますが、重点方針に盛り込まれた点を②で追記をしています。

3の農業の関係でございますが、(2)ア①の1つ目の小さいポツでございます。現在、国会で審議中の農協改革関連法案において、農業委員や農業協同組合の役員に関しまして、性別等に著しい偏りが生じないように配慮する規定が盛り込まれ現在審議されております。今までここは(P)でございましたけれども、きちんと明記させていただいております。

34ページ、3のイ⑥でございます。前回の委員の御指摘を踏まえまして、⑥では「女性農業経営者の経営発展や」の後ろに「女性農業者による適切な経営継承を図るため」という一文を入れ、「女性の経営参画や社会参画、及び農地・施設等の資産の取得促進に向けた普及・啓発」という文言を追記しているところでございます。

35ページ、ここも委員の御指摘を踏まえまして(2)ア⑥のところ、農業やその関連事

業における事故ということ、それから、2行目にも農業及び加工用機械・施設等の設計ということで、委員の御指摘を踏まえて修正をさせていただきました。

第5分野、37ページ以降でございます。前は全体を通し研究者、技術者、技能者と、技能者を入れたところでございますが、対象が広くなり過ぎるということで、研究者、技術者ということで第5分野全体を書かせていただくことといたしました。

第5分野では、38ページ(2)アの①、②、③でございます。少し強めた書きぶりがないかということで(2)ア①につきましては積極的に促進する。あるいは②、③では科学技術基本計画等において目標値を設定するでありますとか、女性活躍促進の視点を明確に位置づけるというような言い切りの形にいたしまして、積極的な形で文章を書けるように工夫をしたところでございます。

それから、この第5分野では40ページ、41ページになりますが、先ほど重点方針の中でも理工系に進む女性の人材の支援ということを大きく打ち出しているところでございますが、その関係で40ページ、3(2)アの①、⑤、41ページに行きまして⑥、⑦を追記しております。理系に進む女性への支援策を厚めに書いております。

41ページに行きましてイの一番最後、スーパーサイエンスハイスクールにおける女子高生への支援も追記させていただいております。

基本的な方針、第1分野から第5分野にかけましての前回からの変更点は、以上のとおりでございます。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今から皆さんに御意見をいただきますが、前回と多少文章が変わっているところがございます。その1つの根拠になるのは、「女性活躍加速のための重点方針2015」の文書とも多少調整しているという点がありますし、それに当たっては事務局と私のほうでかなり厳しく議論等々もしてきたという経緯がございます。では皆さんから今までの説明についての御意見をいただければと思います。なかなか結論が出ないような場合は、当初約束しているように私のほうで預かることとなります。

辻村委員、どうぞ。

○辻村委員 ありがとうございます。

重点方針2015との関係を中心に御説明がございましたので、資料1-2について前提的に確認をさせていただきたいと思っております。

先ほど総務課長の御説明で、6月22日の男女共同参画会議の決定を反映したという御説明がございましたが、この資料1-2は、2ページ目を御覧いただくとわかりますが、行政分野から取組の記載が始まっておりまして、全く政治分野がありません。それで、このたたき台が基本問題専門調査会に出されましたときに、たくさんの方がどうして政治分野がないのかという質問をし、その22日版までには政治分野が完全に入った、という状況でした。6月22日付の参画会議決定でも、一応政治分野について8行ほど説明がついていたのです。これに対して本日配布の6月26日付の重点方針はもとより主体が異なりますので、

基本計画とは全く同じではないということも理解いたしますが、参画会議決定とも異なっていることについては先ほど御説明がございました。これについては、参画会議の決定と異なる内容になったのは、自覚的ないし明示的に、要するに「反映しない」ということでそうなったのか。それとも仄聞しますに、時期的にこちらの会合が長く開かれておりませんで、我々の会議決定が出た直後にこちらが出ていますから、そういった手続的なこともあり、1番の政治分野のところは全部抜けたのでしょうか。これはもう決定済でございますから、ここでとやかく言える内容ではないということは承知しておりますが、先ほど、参画会議決定を反映したということをおっしゃったものですから、この齟齬について一言説明をいただいたほうがよろしいかと思えます。よろしく願いいたします。

○池永総務課長 御質問ありがとうございます。

女性活躍加速のための施策、政府の重点的な取組に関して、男女共同参画会議は大変重要な役割を果たすということで意見を出していただいたところです。

重点方針2015は、中身を御覧いただいてもお感じになるかもしれませんが、この時期にこういうものを定めるといったときは、毎年度の予算にどう反映させていくのか、また、次期通常国会などにどのように法制度を変えていくのかという観点に立っており、行政側として骨太方針だとか成長戦略などと同様に、予算を見据えてということが中心となっています。政治分野がここに入っていないからといって、決して重要でないとか、おろそかにしたということではございませんけれども、各府省で来年度、お金をどこに重点的に要求していくかといったことが特に主眼になっていくというものでございます。

もちろん政治分野につきましても、本部におきまして最後、総理からも政治分野も重要であるという御認識をいただいております。どのように行政府がかかわっていくかというようなことが具体的な施策として形が見え、それを進めていく段階で重点方針に現れてくるものと考えます。重点方針をとりまとめたときは実は余り時間的な余裕もございませんで、なかなかそこまで深めた議論ができなかったところもございます。結果として男女共同参画会議から御意見をいただいたけれども、政府の予算などを見据えた施策と具体的な形としては出てこなかったというのが事実でございます。

○辻村委員 反映されなかったというお答えと理解いたしまして、残念ではございますけれども、その分、基本計画は今後5年間の計画でございますので、政治分野についてもしっかり施策として取り込んでいかなければいけないと思っています。

13ページに進んでもよろしいですか。今確認させていただいた事柄は、政治分野のところは予算的にも政府は政策としてかかわらないものであるという基本的なスタンスが反映された書きぶりになっていることに関係があります。前回も御指摘があったところですが、政治分野については政党に対して働きかける、あるいは地方に対しては政党や地方六団体に対して働きを行う、という書きぶりに終始しておりまして、この13ページの具体的な取組のAとイの政治、女性の参画拡大のところについては、働きかけしか政府側としては行政としてはできない。というよりも基本計画自体として働きかけしか書けないのかという

点が以前にも指摘されていましたが、非常に残念な感じがいたします。

とりわけア③とイ②は環境の整備でございます。例えばクオータ制を導入してくださいというときに内閣が法案を出すという話ではなくて、議連で出してくださいとか、議員立法でやってください、あるいは各政党で候補者をふやしてくださいというレベルであれば、働きかけを行う、でいいかもしれませんが、これとは違って、女性議員が活躍できるような環境整備の問題についても、全部政党に丸投げするような性質のものか。例えば仮に国会議事堂が障害者の方に使いにくければ、国会議事堂にエレベーターをつけるという要求があるのと同じように、両立支援の話ですから国会議員の働き方に問題があるのであれば、国会の設営上の問題もあるでしょうし、あるいは審議時間が長時間に及ぶ、深夜に及ぶから女性は議員になれないという議論であれば、すでにイギリスの議会で両立支援をするために国会や地方議会も9時—5時になるべくできるようにしていこうということという議論が労働党内閣から出たという事実も承知がしておりますが、国会や地方議会の中に保育園をつくるなど、環境整備のための議論も当然あり得るわけです。

そうすると、これは全て政党とかに要求すればいいということではなくて、ポジティブ・アクションについて男女共同参画局でもこれまで調査を行ってまいりました。私もかかわらせていただきましたので、その責任としてもせつかく各国のいい例を調査したのですから、取り組まれるようにさまざまな提案を行ったり、調査結果を公表したり、提案を行ったりするようなことは行政側ができるのではないかと。調査をするのに予算が要りますので、先ほどの予算に関連する重点方針のところに政治分野のことが書かれなかったことは、非常に残念だということになりますね。政治分野についても各国でどのような促進の措置をとっているかということ、予算をつけて調査する、それを公表し、予算をつけていろいろ改善をするということはあるわけですから、今年度についてはやむを得ませんけれども、今後5年間の計画は少し積極的な書きぶりにしたらいかかと思えます。

第3次のときは、働きかけるのではなくて要請するとなっておりますし、今後5年間のことですので、少しでも積極的な意欲が示されるような表現に御検討いただけないかということ。

○鹿嶋会長 第3次のときもそうだったのですけれども、なかなか行政から立法府に物を言うのは難しいところがあるわけです。だからどうしてもこのあたりが何となく、今あなたが言ったような明確に言い切れないようなところがあるわけですが、意見としてはおっしゃることはよくわかります。

○辻村委員 これは参画会議でも発言させていただいておりますけれども、ジェンダーギャップ指数において日本が104位である原因はほとんど政治です。経済分野は100点分の60点あるのだけれども、政治が100点満点中の5.8点でした。ですからやはり政治を改めないと日本は上がってこないです。なのに、政党に丸投げして政党で頑張ってくださいと書くだけでは、基本計画として進歩がないといえますか、認識が甘く、シビアな認識を持って

いないなという印象を与えてしまうのではないかと、残念に思います。最後の機会ですが、言葉を変えることで強くなるのであれば、少し御検討いただきたいということでございます。

○鹿嶋会長 ポジティブ・アクション、クオータ制の導入を働きかけるというのは3次より少し強くなっているのではないですか。

○辻村委員 これは働きかけですからね。政府が何かすることはないのでか。

○鹿嶋会長 さらに強くするかどうですかね。

○大隈推進課長 働きかけのほかにア②でございますけれども、調査研究を行い、参考となる情報等も活用しつつということで、政府として調査した調査結果を政府でも十分に活用しつつ、その意思で第3次よりも少し厚めに書いた、工夫をさせていただいたというつもりではおります。御理解いただければと思います。

○辻村委員 ですけども、最後の述語部分が働きかける、になっていますので、活用できるように提案するとか、調査結果を公表するとか、政府側がする主体的な能動的な言葉を入れてもいいのかなと思います。最終的に述語が「働きかける」で全部終わっていますから、そうしたら政府は何もしないのか。働きかけるだけですかという感じになります。

○鹿嶋会長 第3次基本計画の比較と見て、当時もお互いにやっていたわけですから、これは少し進歩したと私は解釈しています。

ほかに御意見があれば。それでは、岩田委員。

○岩田委員 今回修正していただいたところについては特に意見はございません。ありがとうございました。

専門調査会ではきょうが最後だと思いましたが、特に今、御説明いただいたところは丁寧に読んでみたのですが、そうするとわかりやすく書いているかという観点から結構気になるところがありますので、今、少し口早かもしれませぬけれども、幾つか申し上げたいと思います。その上で、もう時間もないと思いますので、細かな表現上の問題は後でメモを出します。何らかの段階で御参考にさせていただいたらと思います。

まず3ページです。(2)女性をめぐる状況の変化のアなのですけれども、30%目標に照らした現状を書いているところですが、企業の中の状況を書いていただいて、その後、7行、8行目あたりから政治分野について書いていただいた。これは途中からここを入れていただいて、そのことはよかったのですけれども、改めて読み直してみますと、やはり政治分野を先に持ってきていただきたいと思います。今の御発言とも関係するのですけれども、最も参画がおこなっているのは政治分野ですし、ほかの分野で男女共同参画を推進できるかどうかというのも非常に政治にかかっているところがありますので、これは政治分野をまず出して、その後に経済分野を出すというように順番を入れかえていただいたらどうだろうかというのが私の意見です。

続きまして4ページに進みます。4ページの上の段落なのですが、ここは女性のライフスタイルや世帯構造の変化について書いてあるところです。最初の2行で共働き世帯が増

加しているように書かれています。その次なのですけれども、「社会における活動や個人の生き方が多様化する中で」の文章が、前の文とのつながりがよくわかりません。前の文は「共働きが増加している」と書いてあるわけです。2番目の文章は高齢化等の進展の中でいろいろ家族の責任が重くなる。主として介護だと思いますが、重くなっているということ踏まえ、多様な生き方を可能とする社会システムへの転換が求められている。ここが何を主張しているのかというのがよくわからない文章になっていますので、これは共働き世帯がふえて、共働き世帯の家庭責任が重くなっているということを言いたいのか、片働きも含めて全ての世帯において介護負担等が重くなっているということが言いたいのか、そのあたりが少しわかりにくいと思いますので、整理をしていただきたいと思います。

9ページですけれども、3の男女共同参画に関する男性の理解の促進と書かれています。3(1)に基本的方向と書いてありますが、この基本的な方向で書かれていることは、固定的な性別役割分担意識のことだけなのです。7ページの目標のところには、それにつけ加えて修正をお願いして、その結果、性差に対する偏見、固定観念というものがつけ加わっているのです。3(1)の基本的な方向も、性別役割分担意識ももちろん大変大きな問題ですけれども、それに限らず性差に対する偏見、固定観念というものをここに入れていただければ、その後いろいろ具体的な対策が出てきますけれども、これも役割分担の問題だけではなくて、もっと広いことを書いていただいているのかなと思います。

次の点が10ページなのですけれども、続きなのですが、(4)に書いてありますことなのですが、④の意味なのですけれども、これは単に男女役割分担意識の問題だけではなくて、性差に対する偏見なども含めて女性の活躍を応援する。この意味なのですけれども、これは多分、男性のリーダーが男性に訴えかける。男性のリーダーが男性の意識改革の役割を担うということを書いてあるのかなと思うのですけれども、もし違っていたらごめんなさい。④で何を言おうとしているのか。ここはテーマが男性の理解の促進、男性の意識改革のところなのです。ここが何を言わんとしているのかというのがわかりにくかったということがございます。

次が11ページなのですが、上から数行のところ⑤というものがあります。これはポジティブ・アクションの推進について上記の取組以外に第3章とか、第9章も非常に関係が深い章なので、そこを挙げているのだと思いますけれども、第5章の科学技術、学術における男女共同参画の推進も、ここに追加をしていただければよろしいのではないかと思います。

さらに14ページに進みますが、14ページの司法分野の(2)具体的な取組のアの検察官というものがあります。確認したいことは、検察官というのは国家公務員ですから、行政分野で書かれていることが適用になる。すなわち今、国会で審議中の女性活躍推進法が適用になる。あるいは内閣官房の内閣人事局がつけられた政府としての女性活躍推進とかワーク・ライフ・バランスの取組指針がありますね。それも適用になるという理解だと思います。そのことを前提にして、特に検察官については①とか②に追加してというのか、特

にここを強調するというのがいいと思いますが、行政の分野で書かれていることとは関係のないように読めますので、通常为国家公務員としての取組というのが大前提にあるんだということがわかるようにしていただければと思います。

24ページなのですが、女性が活躍するための前提となる人材育成というパラグラフがあります。これはM字型カーブの解消の項目の中にあるのです。M字型カーブの解消の観点からの人材育成だと思えるのですが、①はそのように読めるのですが、②がこれだけだとなぜM字型カーブの解消と関係があるのかというのがわかりにくいと思います。ここでは書かなくてもいいのではないかと私は思ったのですが、もしここに書くのであればM字型カーブのもとでまだまだ育児のために仕事をやめた方が多くて、その方が再就職するときに御自分のそれまでの経験とか能力をうまく証明するものがないので、再就職をするときにこういう評価制度やジョブカードがあると、再就職しやすいあるいは適正な評価で適正な給与をもらうことができるという、そういう再就職の支援のツールとしてこういうことがあるということなのかなと思ったのですが、なぜ能力評価の業界共通の評価のものさしの話がここに出てくるというのが、M字型カーブとの関係で説明が要るのかなと思いました。

28ページ、同一価値労働同一賃金に向けた均等・均衡待遇のところなのですが、この②がやはりそうです。均衡待遇の観点でこの業界共通の能力評価のものさしとか、ジョブカードとか、これがなぜここに関係してくるのかということがこれだけではわかりにくいかなと思います。ここは主として非正規雇用の問題、非正規雇用と正規雇用の均等・均衡待遇の問題が書かれているところなのですが、それと能力評価の問題の関係がよくわからないと思います。非正規の方は離転職が非常に多いので、離転職のときに自分の能力を証明するためにこういうものが有効であるということなのか、それとも非正規の方はなかなか採用に当たって自分の経験や能力の証明をちゃんとすることが難しいので、そういうものにこういうものが役立つと思っていらっしゃるのか、ここにこういう能力評価のこの仕組みの話を入れられた意図というものを少し短い言葉でいいのですが、書き足していただいたらいいのではないかと思います。

次は29ページ⑥です。これは勤務地、職務、勤務時間を限定した正社員の導入の話がありますけれども、これは均衡処遇のところを書いてあるのですが、なぜこれがここに入っているのかというのがわかりにくいと思うのです。ここで大事なことは多分2つあって、1つはこういう新しい形の正社員制度が入ることによって、これまでは例えば正社員の方が正社員としては継続就業が難しくなったときに、これまでは非正規しか選択の道がなかったのが、今回は中間的なこういう雇用形態ができることによって、非正規になれなくて新しい正社員であれば仕事ができるというように選択肢が広がるとか、非正規から今の正規雇用に転換するというのは非常にハードルが高いのだけれども、こういう中間的な形態ができることによって正社員への転換がしやすくなるとか、要はこの新しいタイプの正社員制度の意味ですね。ここに書くことの意味というものを書いていただくことが1つ大事

だと思いますし、ここは均等・均衡待遇の取組を書いているところですから、新しいタイプの正社員制度が今ある正社員制度あるいは今ある非正規のそれ以外の雇用形態との間で均等・均等待遇が大事であるというような趣旨のことを書いていただければと思います。

そして長くなって済みません。最後なのですが、30ページの一番最後の①なのですけれども、自営業における家族従業員の問題を書いています。そこで働き過ぎの防止とか、これは非常によくわかるのですが、税制等の各種制度のあり方の検討というものは税制改正の提案ですから非常に重い提案だと思うのですけれども、中身が私自身がよく理解していないのです。専門調査会としてはどういう問題意識があって税制改正を提案しようとしているのかというのが議論にも余りになっていないように思いますので、最後の点は質問です。

以上です。長くなって済みません。

○鹿嶋会長 かなり長いので、一々意見の交換はしません。皆さんがかなり手を挙げていますので、意見を聞き置くだけということにします。意見はみんな持ち帰りますので、そのつもりで質問あるいは意見を言ってください。

では五條委員からどうぞ。

○五條委員 きょうは全体の取りまとめの会ということにもなりますので、全体に関連することで以前から議論してきたことでまず1つは、5ページの後半にある③に関連するわけですが、そもそも第3次計画から成果目標、それから、それに基づく達成状況をきちんと把握して、4次計画に至っているわけですが、この5ページのところにも成果目標、参考指標ということがしっかり書かれています。それぞれの分野における数値の目標というのは、どの段階でこれはこの調査会で議論されるのかということです。特にこの問題というのは、この計画を通してどういうメッセージを各分野に送るか。どういうことをすべきかということ端着的に伝える意味で非常に大事だということ。それから、現場での取組の継続性を促す上でも、どういう数値目標を立ててこれを発信するかということが非常に大事なことだという議論をしてきました。

そういう中で、これから公聴会、パブコメにも入ってしまうのですが、恐らくそれより前にこの6月、7月、再開されたこの調査会で出てくるのかなという実は認識も持っていたのですが、この数値目標などの扱いはどうなっているのかということについて教えていただきたいと思います。それが1点です。

それから、個別分野に関しては農山漁村分野で1点だけ申し上げることにしたいと思います。33ページのところです。一番ずっと懸案になっていたところで33ページの最後のところ、ア①の次のポツの農業委員や農協役員の選出のことについて、これは国会審議中ということもあってペンディングになっていたところは、審議中とはいえきょうは前に出していただいた。それはわかったのですけれども、前回議論して強調したことというのは、ペンディングにしたものを出すと同時に、その次の部分で委員や役員を生み出す選出母体のあり方について、ぜひ今回の計画でも位置づけるべきだということをお話しました。

そういう委員や役員を送り出す重層的な関係にある現場の構造的な問題から課題を取り

組む必要があるということで、第3次計画の際も選出母体のことを書いております。さらに今回、前回の調査会以降の情勢として、この2週間の中での情勢としても、先日6月25日、この調査会が行われた日と同じ日に農協法、農業委員会法の改正法案の衆議院での審議が行われて、農林水産委員会で法案が可決されましたけれども、その中の附帯決議の12番目という項目の中に、しっかり明記されていることは、農業委員の公選制の廃止に当たっては、地域の代表性が堅持されるよう十分配慮することということが盛り込まれております。

ここで言えば、この文言を踏まえて言えば、改めて地域の代表を生み出すメカニズムとは何かということをきちんと認識して、この後は前回の発言と同じになりますけれども、きょうペンディングになっていたところの次のところのポツで、ぜひとも選出母体の問題を入れていただきたい。具体的に言えば前回発言したことと文章としては同じですけれども、委員、役員等の事実上の選出母体でもある地縁的組織や土地改良区、集落営農等の各種組織において、その運営及び意思決定が男女共同参画の視点に立って行われるよう働きかけを行うことというようなことを入れるべきではないかと私は考えます。もしこれは選出するというだけでなく、選出母体の問題だということと違う項目ということであれば、①ではなくて②という項目を立てて、以下、数字を送っていくという形でも整理の仕方はあるのかなと考えます。

以上です。

○鹿嶋会長 事務局は、五條委員の調査に関する質問のところを説明してください。

○伊藤調査課長 今、御質問がございました目標値の設定のところだけ、前回の3次計画の策定プロセスでもそうでしたが、基本的な考え方の中で、目標設定のあり方については幾つか御提言をいただきまして、それを踏まえまして答申をいただいた後、その答申を踏まえて、閣議決定をする基本計画の中で目標をどのように設定するかを政府側で調整をしてきたという経緯がございましたので、現時点では同じように、基本的な考え方を受けて、政府でその目標の数値については検討していきたいと考えてございます。

○鹿嶋会長 2つ目の選出母体の地縁、血縁の集落問題については預からせてください。

工藤委員、どうぞ。

○工藤委員 私も申し上げるだけで、後で預かっただいて結構なのですが、8ページ、9ページ目に書いてあります家事・育児・介護等に男性が参画可能となるための環境整備というところで、(1)の施策の基本的方向を受けまして、9ページに具体的な取組というものがあります。このアとイというものを全部読んでみますと、育児のところの特化して書かれていて、育児参加というものが非常に強調されていて、介護が1つ出ていきますけれども、出てこない。ここがちょっと偏りが大きく読めるのではないかと思います。

ここで重要なのは、子育てや介護など特別なときに手伝いをする男性を養成するというのではなくて、家事・育児・介護を含む家事全般に対して、生活の部分の当然に自分のこととして担える男性というものをこれからつくっていくことが必要なのだと思います。

そうしますと、具体的な取組の中で意識啓発、環境整備というものが出てくるのですが、意識が変わっても、環境が変わっても、自分の力として生活を担う男性が出てこないこれは無理だろうなと思っていました、今から申しわけないのですが、一言、男性、女性を問わず、生活の自立に必要な基本的なスキル、リテラシーを学ぶ機会の保障というものをどこかに入れていただきたいと思います。これは従前、家庭科が学校教育の中では担っていることなのですが、それをさらに充実させること、加わえて、学校教育だけではなくて、必要なときに基本的なスキルを学ぶことのできる機会の保障ということが、参画にとって大変重要な力になるのではないかと考えております。この点の御検討をぜひよろしくお願いいたします。

○鹿嶋会長 男が手伝うという発想での議論はなかったのです。要するに自分のこととして、今おっしゃったように分担する、担うということですと議論をして来ましたので、その意味では今おっしゃったことは当然だし、我々もおっしゃるような考え方で議論してきたということです。

今度は勝間委員。

○勝間委員 風邪をひいていて聞きづらくて恐縮です。

全体の枠組みの話で1点だけ述べさせてください。議論を進めるに当たって常に計画になるときに私の周りの反応で出てくるのは、例えばトイレの話なんかはばかにされるわけです。ですので全体像の網羅性と、その後の具体的な施策の関係性についてもう少しわかりやすく明記したほうがいいかなと思っています。

例えば指導的地位とか、割合に対してリケジョは育成するけれども、では上場企業の役員の数はクォータを引かないのかとか、あるいは経団連にそういうものは引かなくていいのかみたいなことの議論になりますので、構造として全体としてこういうことをやりたい。その中で具体的に書かれているものはあくまでも事例であって、別にそれが全てではないんだということがわかるような基本計画であるといいなと考えております。

以上です。今の計画において、そのメッセージ性が弱いということです。

○鹿嶋会長 柿沼委員、どうぞ。

○柿沼委員 私は五條委員と場面が同じところだけ1つお願いしたいと思っているのですが、男女共同参画の裾野を広げていくためには、地域の中にそのところを拡大していく必要がありますが、農山村、漁村の中に特に地域して広げていくためには、ある程度のそれこそクォータとかポジティブ・アクションとか、1人は入れることとか、そのような働きかけを重層的な土台から持っていくことがまだまだ必要であろうと思います。実際にはそういった働きかけで具体化した事例も場所によってはありますので、そこにこの厚みのある男女共同参画のこれからの計画書として、ベースを考えていただければありがたいと思います。

○鹿嶋会長 岡本委員、どうぞ。

○岡本委員 私は雇用分野で3点、各論について、発言いたします。

1つは質問です。重点方針2015に関連して、26ページのマタニティ・ハラスメントの法的対応というところと、民間企業の女性管理職の中途採用、労働法令の解釈、運用の見直しを行うということが新たに入りました。これまで議論はされていなかった部分なのですが、これは具体的にどういうことなのかということをお伺いしたいと思います。例えば女性管理職を募集するときに現在では法律違反になるので、あえて女性管理職限定での採用を行うということを解釈上、可能にするということなのかどうか。

2点目は、29ページのところで⑥、先ほど岩田委員もおっしゃっていたことで私も賛成なのですが、多様な正社員制度を導入することはいいことですし、勤務地限定正社員制度を導入している企業もふえています。ただ、非常に懸念するのは、こうしたことをふやすことによって、新たなコース別雇用管理というものが生まれてきてはいないかということです。この地域限定正社員制度が女性職という形で広がっていく懸念を私は持っております。したがって、先ほど岩田委員もおっしゃったように、ここの地域限定正社員制度においても均等・均衡待遇ということをきちんと意識をしていくということは、私も賛成です。

最後⑧です。これは入れていただきましてありがとうございます。公務員の法律は非常に難しく、私も十分に理解をしているわけではありません。既に育児休業制度が入っているところもあったということです。ただ、特別職の方には入っていない地域もあるということですから、このような書きぶりになるのかなと思います。それから、処遇の確保ということも改めて入れていただいたことはありがたいのですが、最後が「引き続き配慮や助言を行う」にとどまっています。

これまでも再三申し上げてきましたように、特に地方公務員の方の30%以上が非正規で保育園の保育士さんだったり、またはまさに男女共同参画にかかわる相談窓口をやっているというので、大変重要な仕事を正職員の方と同じようにしていられるわけで、かと言って民間の法律も適用されない。地公法も適用されない方たちが大勢いらっしゃる。手当なども出ないということですが、地方行政に対してここまでしか言えないのかどうか。もう少し強い言い方ができないだろうか。

もう一つは、国で働いている非正規の方も大勢いらっしゃるのだと思いますので、そういう方たちについてはもう少し処遇面、均等待遇・均衡処遇ということについてきちんと検討していくとか、または法の適用を検討するとか、せっかくこの場で申し上げて加えていただいたことはありがたいのですが、さらに検討をしていただけたらありがたいなと思います。

以上です。

○大隈推進課長 今の御質問につきまして、26ページ、企業におけるマタニティ・ハラスメントの防止に向け、法的対応も含めた検討ということに関する御質問と思いますが、まずこの点につきましては、重点方針2015を取りまとめる中でこういったマタニティ・ハラスメントを根絶していくための対策が必要であるということで、重点方針の中に盛り込ま

れたというものでございます。現在も御承知のとおり、例えば均等法には妊娠・出産等を理由とする不利益取扱が禁止されているでありますとか、育児・介護休業法にも育児休業の取得等を理由とする不利益取扱が禁止されているという規定はあるのかと思います。

さらにそれ以上、具体的な中身につきましては、今後、労働政策審議会雇用均等分科会での議論していただくものと承知しております。

それから、民間企業における女性管理職の中途採用を促進するための労働法令の解釈運用の見直しということでございますが、これも御承知のとおり均等法では採用について男女の差別をしてはいけないということがある一方で、一定の場合には女性のみ採用できるということ、法律上ポジティブ・アクションが規定され、具体的には法律に基づく指針で規定されているかと存じます。その指針に書かれている内容を、30%目標もありますので、その運用をよりしやすくするというようなことを、これも、今後、均等分科会で具体的な内容は御議論されるのかと承知しております。

○鹿嶋会長 多様な正社員問題と非常勤職員問題は要請として聞いておきます。

○佐藤委員 1つだけ簡単に。39ページの(2)ア②の「任期付き研究者に対しても育児休業制度を適用されるよう」なのですが、上のほうに「大学、研究機関」ということですから、国の機関を別にすれば大学も今は学校法人化してあって基準法適用なので、そうすると基本的には29ページの②に書いてあることと基本的に同じルールは適用されるので、柔軟に運用ではなくて、雇用契約期間中であれば産休もとれるわけだから、これは特別なので配慮してくださいという感じで読めてしまうので、基本的に有期契約であれば前のが適用されてしまうので、そのことを書けばいいのではないかと。基本的に任期付き、有期計画という配慮で民間セクターでは、大学も含めて前のルールなので、先ほどの検察官と同じでその辺のところがあるので、全体を見ていただければと思います。

○渡辺委員 科学技術の分野に関しては、1点を除いては非常に前回の修正に関してもきちんと対応していただいて、とてもよくなったと思います。

問題の1点というのは38ページの(2)ア②になります。ここは前回はどう書いてあったかということ、現行の分野別に加えて、主体別の女性研究者の採用目標値あるいは推進状況を公表と書いてあったのですが、ここでは現行の分野別は当然だと思いますが、主体別にも状況把握と公表をするようになっていたのが、むしろ各主体に自主的にやらせましょうというように少し後退してしまったようになっています。特にア①で積極的に促進するというように書いていただいたので、②は現行の分野別に加え、主体別の女性研究者の採用、それから、登用もここは入れるべきだと思います。登用も含めた目標値を設定し、公表するというようにしていただき、その後半の各主体については自主的に取り組むと、それはそのまま載せていただくということでよいと思います。全体として、きちんと国としても取り組みます、それぞれの主体もきちんと自主的にやりましょうというように両方書いていただくのが上記と整合がとれて、科学技術としては本当に矛盾のないいい文章になると思います。

以上です。

○二宮委員 1ページなのですけれども、第1部「基本的な方針」の目指すべきというところで、男女共同参画社会基本法のところから入って行って、ここが全体の受け皿になるところだろうと思われま。①～④にある意味で言えば理想とすべき社会の構造が示されていて、その背景にある部分をもう少し入れていただければと思います。具体的には2段落目の「策定に当たっては」の次のところに「日本国憲法が国民等に基本的人権を保障していること及び女子差別撤廃条約などの日本国が締結した条約等を誠実に遵守するよう規定していることに鑑み、」という文章を挿入し、その上で目指すべき社会として以下の4つという形となるようにするなど、全体の受け皿になるような修文を少し入れていただいたほうが、政府に対しても少し重厚な答申になるかと思ひます。

○鹿嶋会長 それでは、このぐらひにします。

次に移る前に、赤澤副大臣がおいでになつていますので、一言御挨拶をお願いします。

○赤澤副大臣 こんにちは。大変お忙しいところ、先生方にお時間をいただきまして、そして熱心に御議論をいただきまして、いつも本当にありがとうございます。

昨年11月以来、10回にわたつて御熱心な議論をいただいているということで、御案内のとおり、ことし中に第4次の男女共同参画基本計画をつくらなければいけませんので、大変駆け足で先生方のお時間をいただいておりますが、重要な問題でございます。安倍政権のある意味では一丁目一番地と言つていい政策でございますので、女性活躍とあわせて引き続きしっかり御指導を賜りたいと思ひます。

私も実は防災、国土強靱化とか拉致なども担当しているものですから、噴火するとすぐそちらに飛んで行つたり、いろいろなことがありまして、毎回のように出られておりませんけれども、しっかりフォローをさせていただきたいと思ひます。どうかよろしくお願ひいたします。ありがとうございました。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

続けます。次に2つ目の柱である「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」について、事務局から説明をお願いします。

○大隈推進課長 それでは、「Ⅱ 安全・安心な暮らしの実現」ということで第6分野「生涯を通じた女性の健康支援」につきまして、前回からの修正を説明させていただきます。

まず42ページの目標でございます。四角の中の3段落目、4段落目につきまして、委員の御指摘も踏まえまして書き加えました。目標についてこれまで以上にしっかりと書き込んだということでございます。

43ページ以降でございます。これも委員の御指摘で今回女性のことだけでなく、男性の健康についても言及すべきであるということで、43ページのア⑦でございますけれども、第3次計画なども参考にいたしまして、男性についての記述を1パラグラフ追加しております。

それから、男性に着目ということで43ページのイ（ア）①の1つ目のポツにも、男女の

不妊ということで、これまで女性という形で書いておりました。これを男女という形で補っております。

同じ書きぶりが44ページ（イ）④の小さいポツにもございます。

それから、前回委員からも御指摘いただきました（ウ）更年期の②にも、更年期の男女の健康問題ということで、男性の視点も追記しました。

45ページにまいりまして、2の妊娠・出産等に関する健康支援のところでございます。（2）の具体的な取組でございますが、従前、旧⑦というものがありまして、今の⑦が⑧で、⑥と⑦の間にもう一つパラグラフがございました。そこには、より安全な人工妊娠中絶が受けられるよう、人工妊娠中絶の方法について検討を進めるという書きぶりがございますけれども、改めまして事務局でも検討いたしまして、この点はまずは学会などで御議論いただくことということで、そのパラグラフについては削除させていただいております。

現在の⑦でございます。前回は人工妊娠中絶・生殖補助医療に関する法制度等のあり方についてという書きぶりをしてございましたが、現在、実際に議員立法等の検討がされておりますのは生殖補助医療に関するものでありまして、人工妊娠中絶に関する法制度のあり方について現在、特段の議論はないということで、ここは事務局の事実誤認に基づく記述ということで、人工妊娠中絶というところは削除させていただいております。

45ページの3、医療分野における女性の参画の拡大というところでございますが、46ページ（2）具体的な取組の①にありますような、女性医師のさらなる活躍に向けての復職支援や勤務体制の柔軟化、チーム医療の推進等々、この①の書きぶり、また、一番下にあります⑦医学部生に対するキャリア教育や多様なロールモデルの提示といった①、⑦につきましては重点方針2015で盛り込みましたので、こちらの計画にも盛り込んだところがございます。

第6分野は以上です。

○水本暴力対策推進室長 続きまして第7分野、女性に対するあらゆる暴力の根絶でございます。

まず52ページを御覧ください。4、性犯罪への対策の推進の（2）⑦でございます。その後半部分でございますが、性犯罪捜査担当係への女性警察官配置を推進するなど、捜査体制の充実を図るという部分。これは重点方針にも盛り込まれている取組でしたので、追加をいたしております。

55ページ、こちらのメディアにおける性暴力表現の対応の（2）②の下から2行目でございますが、こちらは前回の専門調査会で委員からの御意見がございましたので、それを踏まえまして、違法行為に対しては厳正に対処するという一文を追加いたしております。

主な修正は以上でございます。

○伊藤調査課長 続きまして第8分野、貧困、高齢、障害等により困難を抱えた女性等が安心して暮らせる環境の整備ということでございます。57ページの一番下、ひとり親の項

目の中に「ひとり親家庭等の自立を社会全体で応援すべく、子供の未来応援国民運動を展開していく」という一文をつけ加えてございます。

以上です。

○鹿嶋会長 それでは、6、7、8分野について質問があればお伺いします。

○種部委員 前回参加できなくて、そこで意見が言えなかったので細かいことからまずいきます。

44ページのウの更年期のところ、この項目を入れていただいて大変感謝していますが、ウ①で女性特有の疾患に対応した検診として骨粗鬆症検診と、その後に子宮頸がんがあるのですが、この年代は子宮頸がんだけではなくて子宮体がんも対象になっているかと思えます。

子宮頸がんの検診で一番問題となるのは若年者ですので、そちらは頸がんがいいと思うのですけれども、更年期については頸がんだけではありませんので、子宮がん検診という形にするか、何かを考えていただきたいと思えます。

45ページ、先ほどの御説明でよくわかりましたが、中絶に関する安全性ですとかいろいろ社会的な背景も含めて非常に大きな問題で、これは学会で議論すべきということも非常によくわかりますが、その学会自体に政策決定の場に女性がいません。それが一番問題だと思います。次のページのところと絡むと思うのですが、医療分野における女性の参画の拡大の(2)具体的な取組ですが、⑥で指導的地域に占める女性割合30%に向けてということで、見える化を奨励するという形で末尾が終わっております。その後に女性活躍推進法の適用がある事業主ということになるのですが、具体的な事業主に誰が入るのか私もよくわからないのですけれども、ちなみに医療というのは診療報酬という公定価格で行われておりまして、これというのは最大のインセンティブだと私は考えているのですが、とするとそれを使う医療行為を行う全ての医療機関に見える化の症例が適用になるのかどうか。医療機関の中でも意思決定の場に女性はなかなか入っていけない。それから、医療にかかわる学会などにおいても女性というのは全く姿が見えないという状況ですので、ここでは対象が企業となっているのですが、企業ではなくて学会とか学術団体、さまざまな医療団体、そういうものが入るのかどうかということをお教えいただきたいと思えます。

戻りまして、(2)⑤に助産師だけが書いてあるのはなぜかということなのです。助産師だけではなく看護師も含めてということなのですが、ここだけ助産師とあって、①にはチーム医療の推進とか、②には全ての職種が出てくるのですが、⑤で助産師だけなぜ取り上げたのか、私はそこがわかりませんでした。

もう一点、細かいことですが、同じページの①にチーム医療の推進、複数主治医性の導入、その後の地域の医療機会との連携になっているのですが、これは意味がわかりませんでした。医療機会というのは何なんだろうというところがありましたので、そこについてはお答えいただければと思います。

○鹿嶋会長 答えられますか。

○大隈推進課長 今回の医療機会は医療機関です。大変申しわけございません。

女性活躍推進法につきましては、労働者が301人以上いる民間の病院には適用になっていくと理解をしております。

○種部委員 企業ではなくて医療機関も含むという形ですね。あるいは学会というのはどうなるのでしょうか。学校に所属する者が多いわけですが、学術団体はどうなるのでしょうか。

○大隈推進課長 あくまで使用者と労働者という雇用の関係がある、301人以上の労働者がいるという関係のところ適用されるということで、今そういう条文になって国会で御審議をいただいているところでございます。

○種部委員 わかりました。そうしたら医療機関や関係団体等というようにやるのですが、これに該当しない中で学術団体の影響は非常に大きいと思っています。先ほどの科学の分野も全く一緒なのですが、この医療の分野におきましても学術団体では30%という目標設定というところがないことになってしまうので、企業だけではなく、何か一文、例えば見える化を奨励するのは学術団体にも同じことが言えるのではないかと思うので、そこを御考慮いただければと思います。

○鹿嶋会長 関係団体で読み込めないですか。

○種部委員 関係団体で読み込めるのですが、見える化を奨励するといいますか、そういう点をもう少し強くできればと思います。非常に偏っている分野がほとんどで、女性が参画していない学会が学術的な論文を出すときは、組織にバイアスがあること自体、信頼できないということになってしまいますから、影響はとても大きいと考えています。なので関係団体というところが例えば学術団体と、ほかにも例えば医師会ですとかそういう団体のことを言っているのだと思いますけれども、具体的に書いていただくか、もう少しわかるようにしていただければと思います。

○大隈推進課長 ちなみに第2分野の20ページ⑦で医療機関や関係団体、ここは学術団体を含むつもりで書いておりましたけれども、政策決定方針過程への女性の参画の拡大ということで、我々としては当然忘れてはいないというつもりで書いてございます。よりわかりやすい書きぶりということであれば、また少し工夫をさせていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 ほかに意見、質問はありますか。よろしいですか。

○種部委員 もう一点、先ほどの人工妊娠中絶のことについて削除という、この中で話すことではないというのはよくわかったのですが、女性の暴力の分野で前に第3次のフォローアップのときに何回か意見を申し上げたと思うのです。厚労省の方にも御回答いただきました。DVで望まない妊娠をする。それも性的暴力によって妊娠をしている方が中絶を選ぶときには、配偶者の承諾が必要という母体保護法の規定がございます。これがあるために配偶者のところに命の危険を冒してそこに承諾を得に行くということは大変大きな問題だと。人命にかかわる問題にもかかわらず、暴力に関する分野のところでは被害者の安全を確保するというのを重点的に扱っているにもかかわらず、そのことが今回文言として

も書いていなかったのは非常に残念だったのですが、これはきょう議事録に残していただくとともに、もしここに今回載せないのであれば、今後も引き続きフォローアップしていく必要があると思っています。リプロダクティブヘルスという視点からいきますと、胎児の生命権と女性の人権という話になりますが、これは命にかかわる問題ということで取り上げていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 要望として議事録にとどめます。第3次基本計画には実はこの点は載っていないのです。これからの課題として考えます。

ほかにはございますか。それでは、3つ目にいきます。3つ目の柱「Ⅲ 男女共同参画社会の実現に向けた基盤の整備」及び「Ⅳ 推進体制の整備・強化」について、事務局から説明をお願いします。

○伊藤調査課長 まず第9分野、61ページになりますけれども、男女共同参画の視点に立った各種制度等の整備というところがございます。

前回、先ほどの第1分野の時にも御議論させていただいたところがございますけれども、1(1)の施策の基本的方向の中の下の方、家族に関する法制のところ、後ろの具体的取組にも記載がございますけれども、民法改正に関係する部分がございますが、先般、25日の専門調査会の翌日26日の報道によりますと、最高裁判所において選択的夫婦別氏あるいは再婚禁止期間に関する訴訟の弁論が11月4日に開かれることが明らかになったということも踏まえまして、この問題、どのような判断をするか注視をしていくことが相当であろうということで、文章としては括弧書きにあるとおり「なお、家族に関する法制については、今後最高裁判決が予定されていることから、第4次男女共同参画基本計画策定に当たっての基本的考え方(答申)において記述する」という形にさせていただいております。

同じ趣旨で(2)具体的な取組で、62ページの税・社会保障の表現の後のところ、②の後に、同じ文章を記載させていただいております。

同じところがございますけれども、その上にあります①、税・社会保障の話でございます。鈴木委員などから御意見がございまして、昨今の骨太方針等でもいろいろ記述がございますので、重点方針、骨太方針等の記載を踏まえまして、まず総論として①の表現の冒頭に「税制や社会保障制度等について、働きたい人が働きやすい中立的なものとなるよう、下記のとおり具体化・検討を進め、計画期間中のできるだけ早期に見直しを行う」との文章を入れました。従前はその後の税制・社会保障、いわゆる配偶者手当が①、②、③と書いてあったわけですが、こちらを包括する文章として今の文章を記載させていただき、さらに、1つ目のポツの税制については、個人所得課税の諸控除のあり方について昨年11月に政府税制調査会が取りまとめた論点整理を踏まえ、国民的議論を進めつつ、見直しを行うという表現とさせていただきます。

細かいことですが、次の63ページで前回の会議において、②で子供の事故防止に向けた取組を推進し、「女性が」という言い方をしていたところを「男女が」安心して子育てできる環境を整備するというように変更してございます。

第9分野は以上でございます。

○大隈推進課長 続きますして第10分野「教育・メディア等を通じた意識改革、理解の促進」でございます。

68ページ(2)具体的な取組のア①でございます。「また」以下のところが重点方針に盛り込まれましたので追記してございます。育児休業取得の実態把握等を行うでありますとか、あるいは独立行政法人の研修センターが実施する研修に女性枠を設定するでありますとか、そういった研修での意識づけといったことを具体策として盛り込んでおります。

もう一点、これも重点方針2015に盛り込まれたものを追記してございますが、68ページ③の「また」以下のところでございます。教員等が安心して教育や研究と子育てを両立できるようにするため、高等教育機関における学内保育所の設置を促進するという部分をつけ加えたところでございます。

○池永総務課長 続きますして11分野、防災・復興体制です。

70ページの目標のところ、今までに比べまして大幅に拡充しました。これは前基本計画以降、男女共同参画の視点からの防災復興の取組指針、これは平成25年5月に取りまとめたものですが、国連防災世界会議での内容を踏まえまして、今まで少し乏しかったものですから拡充しております。最初のパラでまさに災害における自然要因、社会要因といった社会要因に対する指摘であるとか、3つ目のパラの国連防災世界会議の仙台防災枠組を踏まえた記述についてふやしているところであります。

72ページ、これは⑧で前回宗片先生から御指摘をいただきました、男女共同参画センターの地域の防災力の推進拠点という役割、これは80ページの推進体制のところにも書いてあるのですけれども、こちらの防災・復興のところにも書くということで書いたものでございます。

続きますして12分野の国際でございます。これは75ページの⑤で女子差別撤廃委員会への見解に関してということなのですが、これまで各省における検討段階からその対応について検討するとともに進捗状況を監視ということを書いてあったのですけれども、少し整理いたしまして、男女共同参画会議は報告を求め、と書いています。

76ページ、エ①の国際機関における人材の育成というところでございますが、前回、若手日本人という変な表現がございましたので、そこは若者と直したり、重点方針2015を反映させた国際的に活躍する女性リーダー育成に関する調査を行うといった内容を追加しております。

以上でございます。

また、IVの推進体制の整備・強化に関しましては、前回から特に変えたところはございません。

以上です。

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

今から意見をもらいますが、61ページ、62ページを見ていただくと、家族に関する法制

について第4次計画の基本的な考え方、これは最高裁の判断を待ってからと、前回と文章が変わっています。これについては私と事務局と政府でかなり厳しいやりとりもありましたが、このあたりこういう形で落ち着かせておいて、これは言ってみれば中間答申ですので、正式な答申をするとき、ということは最終的には最高裁判断が出てからということになります。その判断を見ながらもう少し具体的な記述にしていくということで、合意しております。そのあたり、そういういきさつがあったということを御理解いただければと思っております。

皆さんから意見、質問があればお伺いしたいと思います。

○鈴木委員 ありがとうございます。

前回議論させていただきましたところは、極めて適切に整理をさせていただいて大変ありがとうございます。

1点質問と1点意見です。質問は推進体制のところ。きょうの冒頭、重点方針2015の御説明がございましたが、女性活躍の視点からの予算編成過程における相互調整の推進という点が非常に大きなポイントだと思います。この点、前回から記述は特に変更はないということですが、78ページの「ジェンダー予算の考え方を踏まえつつ」という言葉ですとか、その後、具体的な取組で「予算編成等の動きと連動させた形でフォローアップし」というのは、ここも重点方針2015を踏まえた記述だと理解してよろしいのかどうか。この記述でいいのかどうかということについて確認をさせていただきたいと思っております。

もう一点、これは意見でございますが、会長にお預けしたいと思っておりますが、改めて教育・メディアのところを見ると、まさにⅢの基盤の整備という観点でうまくまとめてあると思うのです。これに関連するのですが、今回、「基本的な考え方」全体で非常に大きな特徴というのは、一番最初のところに男性中心型労働慣行等の変革という話が打ち出されたことです。全体の中には基盤の話があったり、分野別の話があったりしますが、全体に横串を通すような形で、しかも30%目標よりも先に男性中心型労働慣行を変革すべきという話を書いているわけです。最初に書いてあるので、改めて見ると目立ってしまうということなのですが、恐縮ですが8ページに戻っていただくと、1の長時間労働の働き方改革や10ページの女性活躍新法の話のところでは教育・メディア等に掲げた施策が具体的取組に出てきません。つまり1の働き方改革の最後のところ、8ページ(2)④で、③、⑨という丸数字は修正が必要ですが、3と9だけが挙げられています。結局2と3、つまり家事ですとか育児ですとか介護ですとか、そこでだけ教育・メディアで掲げた施策が出てきています。教育・メディアのところには、総合的なキャリア教育の必要性も書いてありますし、男女共同参画の意義ということで言えばメディアの役割あるいはメディアへの期待は非常に大きいと思うのですけれども、家事・介護・育児に関してだけ教育・メディアが出てきて、働き方や女性登用に関しては出てこないということで妥当でしょうか。先ほど岩田委員がポジティブ・アクションのところは学術、科学技術も入れるべきだということをおっしゃっておられましたけれども、横串で全体を刺したという意味では教育・メディアで掲

げた施策が本来かなり大きなことではないかと思えます。入っていないからといって考えていないということではもちろんないと思えますし、教育・メディアを働き方のところまで入れてしまうと拡大し過ぎということかもしれません、そこは再度御検討いただければと思います。

以上でございます。

○鹿嶋会長 78ページの質問の意図ですが、ジェンダー予算のことですが、これが2015のものかどうか関連するか。

○鈴木委員 前回から修正がないということなので、関連しているのかお聞きしたいですし、本専門調査会から出す意見としてどの程度重きを置いているかとか、書きぶりとしてこれで十分書いていると理解してよろしいのかどうかということです。

○池永総務課長 ありがとうございます。

まさにおっしゃるとおりで、こちら重点方針の本文で言うと20ページ、一番最後に書いてございますが、これをまさに受けたものということで、予算編成の動きに連動させた形でとあるのは、今回、重点方針に先立ち参画会議から意見を出していただいたといった意味で連動している。また、こういう基本計画に書くことによって重点方針はこれから毎年出すということなのですが、参画会議があり、重点方針があるという形で、そこが有機的な連携をとりながらやっていく。ここで意見を述べるというのは、参画会議からその際に意見を述べていただくといったことで、まさにおっしゃるとおり、そのものです。

○鹿嶋会長 勝間委員、どうぞ。

○勝間委員 62ページ目に税制と3号年金の話が大きくクローズアップされていてとてもうれしいです。ありがとうございます。

もう一点追加でぜひお願いしたいのが、もし記述があったら教えてください。長時間労働に対する是正です。その部分の記述というのはどこを見れば一番わかりやすいのでしょうか。もしそれがなければ大変しつこいですが、社会的慣行の見直しであれば税制と同時に長時間労働の見直しが必須になりますので、男女共同参画のためにはぜひ明示をしていただきたいと思います。

○大隈推進課長 長時間労働につきましては、第1分野の男性中心型労働慣行の見直しの1に書いています。

○勝間委員 これは話が規制にまで及ばないのです。長時間労働規制の検討も本当はしたいのです。

○大隈推進課長 8ページの1(2)①を御覧いただければと思いますが、現在、御承知のとおり労働基準法の改正法案が国会に提出されているところです。法律が提出されているところでございますので、まずはその成立ということかと思えますが、5年計画ということですから、その後も労使の意見を踏まえ、必要に応じて時間外労働に係る上限規制等、こういうものの取組を検討するというところで、記述をさせていただいているところでございます。

○勝間委員 そうしましたら、9のほうになくてもいいということですか。それを再掲することは可能でしょうか。要は話の流れとして前半にあって後半でなくなってしまうとミッシングしてしまうので。

○鹿嶋会長 検討させていただきます。

○工藤委員 先ほど第2のIの1、男性中心型労働慣行等の変革と女性の活躍のところで申し上げたことと連動しているのですが、67ページのイ、多様な選択を可能にする男女平等を推進する教育・能力開発・学習機会の充実というところで、①で総合的なキャリア教育というところがあるのですが、ここにぜひ先ほど申し上げた男性、女性を問わず、生活の自立に必要な基本的なリテラシーの獲得というのも、キャリアの充実の中に入れていただきたいと思います。

○鹿嶋会長 渡辺委員、どうぞ。

○渡辺委員 70ページの11分野なのですが、前回、防災と減災という言葉を入れるかというのが議論になったと思います。これについて調べてきましたので御報告したいと思います。

防災と減災は基本的に違うことを言っていて、防災というのは災害を防ぐ。減災は災害をいかに小さくするか。例えば原子力発電所の事故のことで言うとわかりやすいと思うのですが、事故を起こらないようにするというのが防災で、起こったとしても放射性物質が原子力発電所から外に出ないようにするのを減災と言うということです。そういう意味では安全神話、従来、絶対に事故を起こさないと言っていましたが、それは科学的には無理であるということをお我が国は知りましたので、もちろん防災も大事ですが、同時に減災の対策もきちんととっていくことが世界的な流れでもあり、必要だと思います。ここは防災・減災というように両方入れたほうがよいと思います。

○鹿嶋会長 見出しにですか。

○渡辺委員 見出しに入れるか中に入れるか、それは検討すべきだと思いますが、減災ということが何もないと、とにかく絶対に事故は起こさないというような科学的にはあり得ないことを目標にしていることになると思うので、両方の観点はどこかで入れるべきだと思います。

○鹿嶋会長 後で事務局と相談します。

○池永総務課長 ありがとうございます。前回そういった御指摘もございまして、それで今回、70ページの目標のところでは自然要因、社会要因というものがあって、自然要因をコントロールすることはできないが、社会要因による災害時の困難を最小限にするということで、減災の中には別に社会要因だけに限ったことはないかもしれませんが、そういった自然現象の災害を防ぐということだけではなくて、災害時の困難を減らしていくといったところを目標の最初に書き込んだというところで、減災を念頭においたというものでございます。

○渡辺委員 ありがとうございます。

ただし、社会要因＝減災ではない、少しフェーズが異なると思います。原子力発電所に限らず、どんなことでもリスクを抱えている。それに対してきちんと対応していくという観点は、社会的立場あるいは要因だけでは少し十分な理解は得にくいと思います。

○池永総務課長 検討させてください。

○鹿嶋会長 検討はしますが、見出しは減災も広い意味で防災の1つだと思っ

ていますので、中のほうの文章で入れることは検討しますが、見出しについては申しわけありません。

ほかにはいかがですか。

○西委員 1点確認させていただきたいのですけれども、62ページの家族に関する法制のところ

です。先ほど御説明いただきましたのである程度理解できたのですが、現在、最高裁に係属中の事件は、再婚禁止期間と夫婦別姓の問題だけです。婚姻適齢については最高裁にはかかっていませんし、それ以外にも家族に関する法制の中には、前回までの議論の中で出ました戸籍に関する問題とか、嫡出推定の問題等もございます。それらについては再婚禁止期間と夫婦別姓に関する最高裁判決が出た後に書く際に落とされる可能性があるということなの

でしょうか、あるいはそれも含めて書きぶりを考えるということなの

でしょうか。

○鹿嶋会長 まだその後どうなるか、詳しい議論はしていませんが、個人的には落とすつもり

はないです。第3次で例示していますね。少なくともそのあたりは例示すべきだろうと思っているのですが、こういうように出しますので判断を見てからさらなる議論がもう一回、必要になってくると思うのです。どういう書きぶりにするか、今の時点ではそれ以上のことは言えません。

○西委員 ありがとうございます。

○鹿嶋会長 二宮委員、どうぞ。

○二宮委員 76ページなのですけれども、エの国際分野の①で3行目のところで、特に海外留学の促進等によりという形で一応、出しているわけですが、少し弱いかなど。実際にある意味で他律的というか、資料1-2でいただいたところの9ページでは平和構築、開発におけるグローバル人材の育成を強化するというのが①の中の3つ目のポツに入っているのですけれども、この辺は恐らく外務省あるいは内閣府のところで行っている人材育成の部分の話が入っていて、その意味でもう少し76ページのところにも外務省、内閣府のほうで調整していただいて、特に「平和構築分野に関する有識者懇談会」から提言が出ていまして、その中でもジェンダーのところに注目した表現とかが入っていますので、その辺の政府の取組のところの人材育成の部分などももう少し目立つような形で入れていただければという感じです。今のままですと学生が外に出て、自分たちでという形の書きぶりになっているので、政府の取組としてのところをもう少しクローズアップしていただければと思います。

もう一点、ロースクール後の出口のところについても法務省等で進めている国際刑事裁判所などへのキャリアパスの問題を取り上げるという意味で、その辺のところもこのと

ころに少し入れていただけると、助かります。14ページのところで司法分野における女性の活躍のところで法曹分野のところの取り扱いがありますので、そこの絡みでも入れていただければと思います。

○鹿嶋会長 ほかにはよろしいですか。いろいろ御意見ありがとうございました。

それでは、幾つか本日、御意見がありましたので、持ち帰って検討させていただくようにいたします。

その修正案については、修正の中身については会長である私に御一任いただきたいと思いますが、どうぞよろしく願いいたします。

○佐藤委員 いいですか。82ページ以降の位置づけは何なのか。達成評価って誰が評価したのかなのだけれども、これはこの専門調査会で評価したという意味ですか。

○鹿嶋会長 これは我々の議論のまとめです。

○佐藤委員 我々が評価したというように出るのですか。

○鹿嶋会長 我々が評価したとは書きませんが、評価するのは我々しかいませんので、専門調査会で議論したという話です。

○佐藤委員 いや、議論していないので。

○鹿嶋会長 議論しました。していないことを書いているわけではありません。

○佐藤委員 82ページ以降は議論しましたか。ではわかりました。私がいなくときだと思うので、例えば気になるのは書き方で例えば92ページに政策効果の数字が出ていますね。93ページを見るとポジティブ・アクションなんて30%が20%になってしまっている。これはどこにも説明がないのです。そういうものが幾つもあるのでいいのかなという気もするのです。それだけです。そういうものがところどころあるので、何も言及されていなくて数字だけ載っているものが結構あるから、多分そういう議論はしていないと思うのです。

○鹿嶋会長 第3次にはないけれども、第2次にはこうしたまとめはあったのです。第3次計画にはなかったのですけれども、第4次にこれを載せたのです。我々がどういう評価を第3次計画に対してしてきたかという話です。これを見ると、それが大体わかるのです。

○佐藤委員 評価しないで数字だけ並んでいるならいいのだけれども、評価を我々がしたという書き方になってしまうというだけです。

○鹿嶋会長 わかりました。

今後の予定等々を事務局から説明をお願いします。

○伊藤調査課長 この後の予定ですけれども、会長に今、御一任をいただいたということでございますので、本日の御議論を踏まえた修正等を加えまして調整をさせていただいた後ですが、今後、7月下旬よりパブリックコメント、8月下旬より公聴会を開催いたしまして、そちらを通じて国民の皆様の御意見を伺いたいと思います。地方公聴会に専門調査会委員として御出席いただく方の人選については、会長と御相談をさせていただきまして皆様に御協力いただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

また、パブリックコメント及び公聴会の結果につきましては、次回の計画策定専門調査

会にて御報告をしたいと思えます。

本日の御議論で、家族に関する法制に関する記述、司法の動向を見ながらということでございますので、その次の会にお示しすることになるかと思えますけれども、こちらの日程は流動的な要素があるということについては、御承知おきいただければと思えます。

以上です。

○鹿嶋会長 それでは、本日最後の議事です。資料3、男女共同参画会議計画策定専門調査会第9回の議事録です。現在は案の段階ですが、これを議事録として確定させたいと思うのですが、御異議ございませんか。よろしいですか。

(「異議なし」と声あり)

○鹿嶋会長 ありがとうございます。それでは、議事録は決定させていただきます。

あわせて御相談したいと思えますが、今回の専門調査会は第10回ですが、この議事録につきましては次回の専門調査会の日程がかなり先になりますので、出席委員に議事録案をメールで確認の上、事務局にて取りまとめて私一任という形で確定させていただき、公表させていただくことにしたいと思えますが、そのような形でようございますか。

(「異議なし」と声あり)

○鹿嶋会長 ありがとうございます。

最後になりましたが、松山事務次官、挨拶をよろしく願いいたします。

○松山事務次官 会長、ありがとうございます。

きょうで10回目を迎える専門調査会でございますけれども、昨年11月来、大変熱のこもった御議論をきょうまで続けていただいたと感謝をいたしております。きょうのきょうに至りましても大変な議論があるものだと思って、関心をしながら伺っておりました。

鹿嶋会長のチェアマンシップによりまして、非常に多様な御意見をこのような形でまとめていただきましたことを心より感謝を申し上げます。また、先ほど重点方針につきまして説明がございましたけれども、安倍内閣にとりまして男女共同参画を主流化するという事で、政権の中核に据えて取り組んでいこうという思いで私どももおります。有村大臣以下、私ども事務局としましても一丸となって取り組んでまいりますので、引き続き御指導いただきますようよろしく願いいたします。

ありがとうございました。

○鹿嶋会長 ありがとうございました。

本日の議事は以上となりますので、これで専門調査会を終了いたします。どうもきょうはありがとうございました。